

インダストリオール世界女性大会

暴力とハラスメントに関するILO 第190 号条約―生活を変える可能性

決議

職場における暴力とハラスメントは、全世界で何百万人もの女性労働者にとって日常的な現実となっている。

国際労働総会は2019年6月、画期的な国際文書である第190号条約と第206号勧告の採択によって、仕事の世界における暴力とハラスメントへの反対を表明した。

新しい ILO 第 190 号条約は、職場における暴力とハラスメントの根絶を目指し、すべての人が勤労生活において暴力とハラスメントからの自由の権利を有することを認めた初めての国際基準である。

ILO 第 190 号条約は、国の立法および執行の不足、したがって何百万人もの女性労働者の保護の不足を補うために不可欠な新文書である。

第 190 号条約は、仕事の世界における差別および不平等と闘う有意義な手段になる。 この条約は差別の根絶に関する既存の国際基準を想起して、雇用と職業における平 等および非差別の権利を確保する法律の採択を求めており、特にジェンダーに基づ く暴力に取り組んでいる。

第190号条約は、ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指す国際文書を達成するために何年も精力的に努力してきた労働組合運動にとって、非常に大きな勝利である。



この新条約の採択は、暴力とハラスメントのない仕事の世界を求める労働組合の闘いに勢いを与える。私たちは、団体交渉や多国籍企業とのグローバル枠組み協定の 交渉などにおいて、この条約を今すぐ利用し始めることを約束する。

インダストリオールの誓約の採択によって、執行委員会と多くの加盟組織が、すで にジェンダーに基づく暴力との労働組合の闘いの重要性を認めている。

このインダストリオール世界女性大会は執行委員会に対し、新しい第 190 号条約の 実施を促進して各国による 「第 190 号条約——生活を変える可能性」の批准を要求 するインダストリオールのキャンペーンの承認・支持を求める。

